



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q 男性が育児休業を取ることは良いとはわかってはいますが、収入が減ることが気になって会社として休業を強く勧められません。どの程度減るのでしょうか？

A 日本の少子高齢化の原因の一つに男性の育児参加が少ない事があると思います。大切な戦力である女性の約5割が出産・育児により退職しています。男性にも育児に参加してもらうため、男性の育児休業取得が義務化されました。

男性が育児休業を利用しなかった理由で一番多いのが「収入を減らしたくなかったから」41.4%、次に「職場の理解がなかったから」27.3%と、収入減額が一番のネックとなっています。

しかし次の様に様々な経済的支援があります。

(1)雇用保険からの「育児休業給付」があります。

- ・雇用保険の被保険者が1歳に満たない子を養育するために育児休業をした場合に一定の要件を満たすと支給されます。次の①②の要件も必要です。

①当月に支払われた賃金が、休業開始前の1か月当たりの賃金の8割未満であること。

②育児休業中の就業している日数が1か月ごとに10日(10日を超える場合は80時間)以下であるとともに休業日が1日以上あること。

※働いて給与が発生すればその分の給付は減りますが一部働いても良いという理解です。

その場合、社会保険料の免除は変わりません。

- ・支給額は次の計算式です。

$\frac{\text{過去6か月の支給額の合計}}{180} \times \text{支給日数} \times 67\%$
67%は180日分まで。それ以降は50%

- ・給付額には上限があり67%の場合は301,902円、50%の場合は225,300円です。

(2)産前産後休業中(女性のみ)、育児休業中(男女共)、申請により次の免除等があります。

- ・健康保険料と厚生年金保険料の免除。
- ・雇用保険料は給与が支払われていないので発生しません。
- ・住民税は前年の収入で計算されますので、支払う必要がありますが、次年度の住民税は給与が支払われない分、低額になります。

- ・財形貯蓄は所定の手続きにより非課税を継続できます。
- ・源泉所得税は毎月の収入により決まります。

例えば、月給30万円(総支給額)の男性の手取りは次の計算です。(子を二人扶養、妻は産前産後休業中)

社会保険料:	42,135円	
雇用保険料:	900円	
住民税(仮):	10,000円	
所得税:	6,750円	手取り 240,215円

育児休業を1か月取得した場合の手取りは
育児休業給付:201,000円(非課税)

社会保険料:	免除	
雇用保険料:	なし	
住民税(仮):	10,000円	
所得税:	なし	手取り 191,000円

月約5万円の減収になりますが、メリットもあります。次年度の住民税が安くなる、社会保険料は免除、健康保険証は使える、厚生年金は積み立てたと同じ扱い、といった点です。奥様の方も育児休業を取得すれば夫婦で育児休業給付が受けられます。長い人生のうち、我が子と向き合う時間が持てる幸せを考えれば、貴重な時間と言えます。

会社の方も、本人と同様に社会保険料は免除になり、男性の育児休業を取得した場合の助成金があります。両立支援等助成金「出生時両立支援コース」(子育てパパ支援助成金)です。

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は5日以上)の育児休業を取得した会社に支給されます。1人目の取得者なら中小企業は57万円、中小企業以外は28.5万円。2人目以降の取得者にも日数に応じ支給されますので、どうぞご利用下さい。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

Tel 043-273-5980